

# 令和4年第2回臨時会議事日程（第1号）

令和4年5月27日（金）

午前11時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町防災行政無線戸別受信機デジタル化更新工事契約変更）
- 日程第4 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第5 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第6 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度吉富町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第7 報告第1号 専決処分の報告について（令和2年度吉富町宮幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（1期工事）契約変更）
- 日程第8 報告第2号 専決処分の報告について（令和2年度道路更新防災対策事業町道小犬丸界木線佐井川橋補修工事契約変更）
- 日程第9 議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第26号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第27号 令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第28号 令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第29号 令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）について

## 会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	5月27日	金	本会議	午前11時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

令和4年第2回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和4年5月27日			
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場			
開 会	5月27日 11時00分			
応 招 議 員	1 番 角畑 正数	6 番 太田 文則		
	2 番 向野 倍吉	7 番 梅津 義信		
	3 番 中家 章智	8 番 岸本加代子		
	4 番 矢岡 匡	9 番 横川 清一		
	5 番 山本 定生	10番 是石 利彦		
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	応招議員に同じ			
欠 席 議 員	不応招議員に同じ			
地方自治法第121 条の規定により説明 のため会議に出席し た者の職氏名	町 長 花畑 明	上下水道課長 建設課長	奥家 照彦	
	未来まちづくり課長 和才 薫	地域振興課長	軍神 宏充	
	総務財政課長 奥本 仁志	建設課主幹	南 博己	
	税 務 課 長 岩井 保子	危機管理室長	梅林 正典	
	会計管理者			
	福祉保険課長 別府 真二			
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	局 長 鍛冶 幸平			
	書 記 西岡 恵			
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり			
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり			

午前11時00分開議

- 議長（是石 利彦君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。  
ただいまから令和4年第2回吉富町議会臨時会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名について

- 議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員に、山本議員、太田議員、2名を指名いたします。

---

日程第2. 会期の決定について

- 議長（是石 利彦君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。今期臨時会の会期はお手元に配付の会期日程表（案）のとおり、本日5月27日の1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日5月27日の1日間に決定いたしました。  
これから議事に入ります。

---

日程第3. 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町防災行政無線戸別受信機デジタル化更新工事契約変更）

日程第4. 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

日程第5. 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第6. 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度吉富町一般会計補正予算（第1号））

日程第7. 報告第1号 専決処分の報告について（令和2年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（1期工事）契約変更）

日程第8. 報告第2号 専決処分の報告について（令和2年度道路更新防災対策事業町道小犬丸界木線佐井川橋補修工事契約変更）

日程第9. 議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10. 議案第26号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について

日程第11. 議案第27号 令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第12. 議案第28号 令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第13. 議案第29号 令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第21号から日程第13、議案第29号までの11案件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 皆さん、こんにちは。提案理由の説明をさせていただきます。

本日、令和4年第2回臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用の中を御出席頂き誠にありがとうございます。

このたびの臨時議会には、承認案件4件、報告案件2件、条例案件1件、予算案件4件の計11案件について御審議願いたく御提案するものであります。

提案理由について御説明を申し上げます。

議案第21号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

契約の締結について御議決を頂いた令和2年度吉富町防災行政無線戸別受信機デジタル化更新工事について契約変更の必要が生じましたが、議会を招集をする時間的余裕がなく、令和4年3月28日付で専決処分したので、法の定めるところにより議会に報告をし、承認を求めるものであります。

議案第22号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、吉富町税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、令和4年3月31日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告をし、承認を求めるものであります。

議案第23号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

前議案と同様、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、令和4年3月31日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告をし、承認を求めるものであります。

議案第24号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

町営別府団地の火災による損害の復旧工事を実施するため、一般会計に補正予算の必要が生じましたが、一刻も早く工事に着手する必要があることから、令和4年5月11日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告をし、承認を求めるものであります。

報告第1号は、専決処分の報告についてであります。

令和2年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（1期工事）の契約変更について、令和3年3月29日付で町議会の委任による専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告するものであります。

報告第2号は、専決処分の報告についてであります。

令和2年度道路更新防災対策事業町道小犬丸界木線佐井川橋補修工事の契約変更について、令和4年3月31日付で町議会の委任による専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告するものであります。

議案第25号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和3年8月の人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年4月に国会で可決、成立したことに伴い、本町も人事院勧告に基づき、これを実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第26号は、令和4年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ947万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億3,017万4,000円とするものであります。

今回の補正予算は、他の特別会計も含めまして、先ほどの一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴います期末手当等の減額が主な内容でございます。

議案第27号は、令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算から、それぞれ6万7,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額を7億9,555万2,000円とするものであります。

議案第28号は、令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出から29万9,000円を減額し、収益的支出総額を1億3,987万円とするものであります。

最後に、議案第29号は、令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入から5万3,000円を減額をし、収益的収入総額を2億8,670万5,000円とし、収益的支出から58万5,000円を減額をし、収益的支出総額を2億7,361万円とするものであります。

以上、提出議案については、いずれも行政運営上重要なものでございます。何とぞ慎重に御審議の上、御承認、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第21号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町防災行政無線戸別受信機デジタル化更新工事契約変更）を議題といたします。

担当課に内容の説明を求めます。危機管理室長。

○危機管理室長（梅林 正典君） 議案書1ページをお願いします。

議案第21号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、工事請負契約の変更を別紙のとおり令和4年3月28日付で専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

提案理由は、令和2年度吉富町防災行政無線戸別受信機デジタル化更新工事について、更新内容の変更が生じたため、契約金額を減額する必要が生じたことから、工事請負契約の変更を専決により実施したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

議案書2ページの専決処分書をお願いします。

1、工事名、令和2年度吉富町防災行政無線戸別受信機デジタル化更新工事。2、変更前契約金額、1億7,313万3,400円。3、変更後契約金額、1億4,330万4,700円。4、変更による減額分、2,982万8,700円。5、契約の相手方、福岡市南区大橋1丁目2番19号、福岡芝浦電子株式会社、代表取締役藤原與司となっております。

本工事につきましては、令和2年6月議会で御議決頂き、令和2年6月19日に工事費1億7,313万3,400円にて契約を締結し、工事に着手いたしました。

具体的な工程については、令和2年度に戸別受信機などの製品を納入し、令和3年度において各世帯への更新工事という工程で実施したところでございます。令和3年度に実施しました更新工事につきましては、不在世帯への対応や各世帯からの要望が年度末に工期ぎりぎりまでありましたので、工事金額を確定することができず、時間的余裕もなくなりましたので、令和4年3月28日に専決処分をさせていただきました。

主な減額変更の内容につきましては、戸別受信機の取付けが当初2,500台を予定しておりましたが、実績は1,885台になったこと。それに伴う外部アンテナの取付け、撤去につきましても当初想定より実績が少なくなりましたので、総額2,982万8,700円の減額変更となっております。

本来であれば、議会の御承認を頂いた後に行うべきところでしたが、以上の事情により専決処分とさせていただいたところでございます。御審議の上、御承認頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） これから質疑に入ります。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。

なお、質疑の回数は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、質問者、答弁者の発言は、挙手をし、「議長」と発声の後、私から発言の指名を行いますのでよろしくお願いいたします。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、本案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉富町防災行政無線戸別受信機デジタル化更新工事契約変更）はこれを承認することに決しました。

日程第4、議案第22号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長より内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 議案書の3ページをお願いいたします。

議案第22号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本議案は令和4年4月1日を施行日とする地方税法等の一部を改正する法律などが令和4年3月31日に公布され、吉富町税条例等の一部改正が必要となり、令和4年3月31日に専決処

分を行いましたので内容について報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、附属資料の新旧対照表で説明をいたします。

附属資料の新旧対照表、1ページを御覧ください。

第1条による改正です。第18条の4は、固定資産課税台帳等の証明書の交付において、DV被害者等で登記簿上の住所が含まれている場合は居住地が漏れないよう、住所に代わる事項を記載したものを交付するなどの措置が可能となったため、規定を整備するものでございます。

1ページの続きから2ページにかけて、第33条では、特定配当等及び特定株式等譲渡所得について、課税方式を所得税と一致させることになったため、規定を整備するものでございます。

これに伴い、3ページの第34条の9において、所得割額の控除の規定の整備を行っております。

4ページから5ページにかけてです。

第36条の2は、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る控除額の規定の整備及び地方税法施行規則の改正に伴う引用する条項のずれを整備するものです。

5ページ中段です。

第36条の3は、漢字表記の整備を行うものでございます。

5ページ、下から4行目から6ページにかけてです。

第36条の3の2は、給与所得者の扶養親族申告書の記載事項に、退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を記載することとして第2号を追加するものでございます。

なお、号の追加に伴い、以下の号ずれを整備し、見出しの表記も併せて整備しております。

6ページの続きから7ページにかけてです。

第36条の3の3は、公的年金等受給者の扶養親族申告書において、退職手当等に係る所得を有する特定配偶者及び扶養親族を有するものの提出義務を追加するものでございます。

また、特定配偶者の氏名を記載することとして第2号を追加し、それに伴い、以下の号ずれを整備し、見出しの表記も併せて整備しております。

7ページ、下から6行目から8ページ中段辺りまでです。

第48条は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整備するものでございます。

8ページの続きです。

第53条の7は、退職手当等に係る分離課税の納入申告書において、総務大臣が定める様式を加えるものです。

9ページです。

第73条の2は、固定資産課税台帳を閲覧する場合において、次の第73条の3は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書を交付する場合において、1ページの第18条の4でも



説明いたしましたとおり、DV被害者等を保護するための整備を行うものでございます。

9ページ、下から4行目から次のページ、10ページにかけてです。

附則第7条の3の2は、住宅借入金特別税額控除の適用期間を令和15年度から令和20年度まで延長し、居住年を令和3年から令和7年まで4年間延長する規定の整備を行うものでございます。

続いて、10ページ、中段辺りから12ページ、下から4行目までの附則第10条の2第3項から第23項までは、地方税法の改正に伴う引用する条項のずれを整備するものでございます。

なお、12ページの第24項に特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として、県知事等の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準の特例を追加し、それに伴い、以下の号ずれの整備をしております。

12ページ、下から3行目から14ページの上段にかけてです。

附則第10条の3は、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う規定の整備を行うものでございます。

14ページの続きから15ページにかけて、附則第12条は、令和3年度の評価替えに伴い、令和5年度までの3年間の負担調整措置を講じておりましたが、景気回復に万全を期すため、令和4年度の創業時等に限り、激変緩和措置として、税額の上昇幅を評価額の2.5%とする規定の整備でございます。

15ページの中ほどから16ページ上段にかけてです。

附則第16条の3は、1ページの第33条に関連して課税方式を所得税と一致させることから、上場株式等に係る配当所得等に係る住民税の課税の特例を適用する規定の整備でございます。

次に、1つ条を飛ばしまして、16ページ下から4行目からの附則第20条の2では、特例配当等について。

17ページ、下から7行目から19ページ、中段辺りまでの附則第20条の3では、条約適用配当等についても同様の規定を整備を行っております。

ページ戻りまして、16ページ中ほどです。

附則第17条の2は、引用する法律において条項が削除されたことに伴い、規定を整備するものでございます。

ページ飛びまして、20ページをお願いいたします。

附則第25条は、9ページの附則第7条の3の2において、住宅ローン控除の適用期間が延長されたことにより、規定を整備するため削除するものでございます。

19ページにお戻りください。

中段辺り、附則第24条は、附則第25条を削除したことに伴い、引用する法律の略称の整備

をするものです。

以上で、第1条による改正の説明を終わります。

続きまして、21ページをお願いいたします。

第2条による改正でございます。

これにつきましては、本条例第1条における第36条の3の3の改正に伴い、令和3年条例第8号吉富町税条例の一部を改正する条例第1条における改正規定の整備を行うものでございます。

扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備となっております。

続きまして、施行期日及び経過措置について御説明いたします。

議案書にお戻りください。

議案書8ページ、下から2行目からです。

9ページの第1条、施行期日でございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。なお、第1号から第3号まで、それぞれの規定において、法改正等の施行日に応じた施行日を定めております。

また、同じく9ページの第2条では、納税証明書に関すること。第3条では、10ページにかけて町民税に関すること。同じく10ページ、第4条では、固定資産税に関することについての経過措置をそれぞれ規定しております。

なお、本町独自の改正は今回はございません。

以上で説明を終わります。御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論、賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号専決処分の承認を求める

ことについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）はこれを承認することに決しました。

日程第5、議案第23号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 議案書の11ページをお願いいたします。

議案第23号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本議案は、令和4年4月1日を施行日とする地方税法等の一部を改正する法律などが令和4年3月31日に公布され、吉富町国民健康保険税条例の一部改正が必要となり、令和4年3月31日に専決処分を行いましたので内容について報告し、承認を求めるものでございます。

議案書は11ページから13ページです。

詳細につきましては、附属資料の新旧対照表で説明いたします。

附属資料22ページから23ページ、課税限度額の引上げについて、第2条及び第23条の改正です。

基礎課税額に係る課税限度額が63万円から65万円に、後期高齢者支援金等に係る課税限度額が19万円から20万円に引き上げられたことに伴う規定の整備でございます。

続きまして、施行期日及び適用区分について御説明いたします。

議案書にお戻りください。議案書13ページです。

附則第1項施行期日です。この条例は、令和4年4月1日からの施行とするものです。

附則第2項適用区分です。改正後の規定は、令和4年度の国民健康保険税からの適用とするものでございます。

以上で説明を終わります。御承認くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対、賛成討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。

減税の幅が広がることは評価できますが、今回の改正によって増税になる世帯があることが考えられ反対いたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。御異議がありますので起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第23号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）は承認することに決しました。

日程第6、議案第24号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度吉富町一般会計補正予算（第1号））について議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 御説明いたします。

議案書14ページをお願いいたします。

議案第24号専決処分の承認を求めることについてでございます。

町営別府団地の火災に伴う損害の復旧工事を実施するため、一般会計に補正予算の必要が生じましたが、一刻も早く工事に着手する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度吉富町一般会計補正予算を令和4年5月11日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるものでございます。

一般会計補正予算書（第1号）をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和4年度吉富町一般会計補正予算（第1号）、令和4年度吉富町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ764万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,964万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算

の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） これから、ページを追って質疑を行います。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入6ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。歳出7ページ。

山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 2点ほど質問があったんですけど。

まず、1点目ですね。今回、住宅管理費の中で入居者等の過失に伴う、町営団地損害復旧工事ということで予算が上がっておりますが、今後ね、また同じような方——同じような方っていう言い方も変かな、どうか分らんけど、いわゆる生活保護の方とかそういう方を優先的に入れるのかどうするのか、何かそういう方針とか何かありましたら……。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） お答えいたします。

入居に際しまして、生活保護を優先とかそういったことはございませんし、一般的に公募をして入居の条件等に合致された方について、入居頂くということを考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 以前から、従前から言われておりましたように、保険ね、個人の負担のいろいろ保険、町のほうで住居に関する保険というのは地方公共団体のやつで入っているというのは知っているんですけど、幸子団地とかでも以前から言われていましたように、個人で入るんですね。今回はたまたま1階で、消防の方々もそこを特定してなんか消火してくれたっていう話なんですけど、それが仮に5階で起きていたら、少なくともその階下は全滅するわけですよ。そのときに、補償というのは町ができるわけでもなく本人も払えないという場合のために、保険の必要性はあるんじゃないかと以前から言っている。これ、何か町のほうで今後どのような形でするかとか、考えがあれば教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 今回の入居者の失火等によりまして、団地住戸の火災被害を受けまして、他の市町村で一部整備しております火災処理要綱の整備というものを同時に進めてい

っております。

第1条の趣旨から、消防署への照会であったり、失火者の措置。それから、損害賠償の請求、火災共済金等の請求など火災等における取扱、処理の基準等の要綱の整備を進めております。

この要綱の整備後は、入居者の方々に周知するとともに、各個人で火災等損害保険の加入勧奨も同時に図っていきたいとは思っています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに……。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度吉富町一般会計補正予算（第1号））はこれを承認することに決しました。

日程第7、報告第1号専決処分の報告について（令和2年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（1期工事）契約変更）を議題といたします。

担当課に報告を求めます。建設課主幹。

○建設課主幹（南 博己君） 議案書16ページをお願いいたします。

専決処分の報告について御説明いたします。

令和2年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（1期工事）につきまして、改修内容の変更が生じたので契約額を増額することといたしました。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

内容につきまして御説明いたします。

この工事につきまして、前年改修戸数18戸の住戸改修について、令和2年6月議会におきまして契約締結の御議決を頂き工事に着手いたしました。その後、令和2年12月25日に居付きでの改修計画を見直しての施工とするために、当初契約金額9,553万3,900円から、第1回目の変更といたしまして、請負金額を282万1,500円減額し、9,271万2,400円といたしました。その後、令和3年3月29日に最終的な契約変更といたしまして、押し入れ内の裏側の板等の腐食や損傷が激しい箇所の補修等を行い、請負金額353万6,500円を増額し、第2回変更契約金額9,624万8,900円にいたしました。

2回目の変更契約に関わる専決処分につきまして、令和3年6月の議会で報告事案として報告すべきところを失念いたしまして報告できておりませんでしたので、今回、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

大変申し訳ありませんでした。

以上で説明を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

日程第8、報告第2号専決処分の報告について（令和2年度道路更新防災対策事業町道小犬丸界木線佐井川橋補修工事契約変更）を議題といたします。

担当課に報告を求めます。建設課主幹。

○建設課主幹（南 博己君） 議案書18ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分の報告について御説明いたします。

令和2年度道路更新防災対策事業町道小犬丸界木線佐井川橋補修工事につきまして、工事内容の変更が生じたため、契約額を増額することといたしましたので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

詳細の内容について御説明いたします。

この工事につきまして、令和2年10月16日の臨時議会におきまして契約締結についての御議決を頂き、工事に着手いたしました。しかし、補修工事着手後に河川内に設置する仮設盛土につきまして、吉富漁港内の土砂が利用できると見込み、計画をしておりましたが、使用に際して

土質試験を実施した結果、盛土材としては適していないという結果が出ましたので、請負者と協議の上、盛土材を購入土にする見直しを行いましたため、481万5,800円の増額となり、当初契約金額7,920万円から変更契約金額8,401万5,800円に変更したものであります。

このことから、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。  
説明を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

日程第9、議案第25号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 御説明をいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。  
議案書20ページでございます。

昨年8月10日の令和3年度人事院勧告に基づき給与改定を行うものであります。

令和3年度の給与改定はボーナスの引下げとなっております。このボーナスについては、一昨年の8月から昨年7月までの1年間の国家公務員の支給割合が民間の支給割合を0.13月分上回ったことから、0.15月分の引下げ勧告が行われております。この引下げにつきましては、期末手当と勤勉手当のうち、期末手当のほうの支給割合を改定することとなっております。

なお、通常であれば令和3年度の引下げは、令和3年12月のボーナスで実施されるべきところではありますが、国の方針により、令和3年度の減額分についても本年6月のボーナスで調整されることとなりました。

具体的には、本年6月の支給の際に、昨年度支給分の0.15月分の減額と今年度支給分の0.075月分の引下げを併せて行い、本年12月の支給の際には今年度支給分の0.075月分を引き下げることにしております。

本町の給与条例につきましても、この国の取扱いに沿った内容で改正いたしたく、御審議をお願いするものでございます。

それでは、議案書21ページを御覧ください。

あわせて附属資料の最後、24ページの新旧対照表と重ねて御覧ください。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、昭和36年条例第68号の一部を次のように改正する。

まず、第20条第2項中、100分の127.5を100分の120に。これは、再任用の職員以外の職員、いわゆる一般職の職員の期末手当を100分の7.5、0.075月引き下げるも



のでございます。

次に、100分の107.5を100分の100に。これは、一般職の職員のうち、課長または主幹の職にあるものの割合を同じく100分の7.5、0.075月引き下げるものでございます。

同条第3項中、100分の127.5を100分の120に、100分の72.5を100分の67.5に。これは、再任用職員の期末手当については100の5、0.05月引き下げるものでございます。

続いて、100分の107.5を100分の100に、100分の62.5を100分の57.5に。これは、本町では該当者はありませんが、再任用職員のうち、課長または主幹の職にあるものの割合を同じく100分の5、0.05月引き下げるものでございます。

続いて、議案書に戻っていただきまして、21ページの附則を御覧ください。

まず、1項の施行期日としまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

続いて、第2項、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置でございます。

先ほども、国の給与改定の内容で申し上げましたとおり、本年6月に支給する期末手当につきましては、令和3年度の減額分を合わせて引き下げる特例措置を取ることとしており、その内容を定めるものでございます。

2項の1行目から中段9行目の第4条の規定にかかわらずという箇所につきましては、職員の期末手当の支給額の計算根拠となる条文が列記されております。

次の10行目以降につきましては、令和4年6月の期末手当支給額について、この9行目までに計算した本来の支給額から令和3年度の減額分を調整額として減額をするため、その調整額の計算について定めたものでございます。

令和3年12月1日時点での職員の区分、一般職か再任用か。そして、課長か主幹かそれ以外の職員か。これに応じて、下から2行目の第1号、それから、次の議案書22ページの第2号でそれぞれ定めた割合を令和3年度の支給額から減額するということとなります。

この規定によりまして、令和3年12月の支給分から一般職は0.15月分、再任用は0.1月分の減額を行うこととなります。

最後に、3項で、この条例の施行に当たり、必要な事項があれば附則で定めることとしております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回、人事院勧告により、またこういう厳しい内容があったりするんですけど、個人情報とか個別になると申し訳ないんで聞きませんが、説明できればお願い

したい。大体最低が幾らで最高が幾らぐらい変わるのか。もしくは平均でもいいんですが、お答えできる範囲でお願いします。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） まず、平均で申し上げます。再任用を除く一般職の職員の合計の平均は、年平均9万1,385円の減額となります。また、最大、最も大きな減額となるという職員につきましては、令和4年度分の総額で13万6,807円の減ということになっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに……。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対、賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） これは人事院勧告によるものなので大変心苦しい限りではあります。吉富町の職員は、町長をはじめ、大変、今回のコロナで皆さん頑張っておられました。

この中でこのような勧告というのは私は大変心苦しいんですが、新型コロナ禍で一般の方へは不要不急の外出制限、そして、リモートワークの推進等を求められた。その一方で地方自治体をはじめ公職である職員は感染の最前線での公務を続け、個々の職員への負担は計り知れない。

その職員たちの仕打ちとも取られかねないこの本給与削減、減額への本条例改正案には、住民代表、付託者として賛成することは正直納得できません。

この1点において、この条例案に関しては反対いたします。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の条例改正に連動してなされます議員に関する減額には異論はありません。しかし、職員に関しては、ラスパイレス指数が100以下で、近隣自治体と比較しても低い状況にある本町の職員給与をこれ以上上げることは反対です。

職員の生活を支えるためにも、地域経済を活性化させるためにも、本条例改正に反対いたしま

す。

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 非常に、職員の頑張り等を反対者の意見を聞いて私も同調いたしますが、人事院勧告という、いわゆる公務員の宿命ですね、私もかつて三公社五現業の一人としてそれを基にした経緯もございます。

人事院勧告を遵守しないととなると尊重しないとややこしいと言うか、大変公共職員にとってですね、であります。

よって、本町の80周年もありましたので、その点で何か職員のほうに祝い金でも支給するというのを考えることを希望しながら、この条例には賛成させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。御異議がございますので起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立多数であります。よって、議案第25号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については可決することに決しました。

日程第10、議案第26号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。

次に、5ページ、事項別明細書、総括歳入。6ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入7ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。

歳出8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、13ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 14ページ、補正予算給与費明細書、15ページ、16ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに決しました。

日程第11、議案第27号令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入6ページ、歳出7ページまで。

歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決しました。

日程第12、議案第28号令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算1ページ、補正予算実施計画2ページ、予定貸借対照表3ページ、4ページ、補正予算明細書5ページ、給与費明細書6ページ、7ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決しました。

日程第13、議案第29号令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算1ページ、補正予算実施計画2ページ、予定貸借対照表3ページ、4ページ、補正予算明細書5ページ、給与明細書6ページ、7ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（是石 利彦君） 以上で、今期臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

ここで、町長より議員の皆様へ御挨拶がございます。町長。

○町長（花畑 明君） 一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、本年第2回となります臨時議会を招集させていただきましたところ、大変お忙しい中、御出席を頂き本当にありがとうございました。

今回の臨時議会は、職員の給与条例の改正が目的でありましたが、専決処分の承認案件等が重なり、多くの議案を御審議頂く形となりましたが、そんな中でも慎重な御審議を頂き、執行部が御提案いたしました全ての議案に対しまして御承認、御議決を賜りましたことを重ねてのお礼を申し上げます。

また、先ほど、議案第25号におきましては、職員をおもんばかっての御意見も頂戴いたしました。人事院勧告に伴ってはですね、しっかりと国の方針に沿う形でなければ後の交付税等にも多少支障が来すものと考え、ここは苦渋の思いでの選択をいたしました。大変御心配をおかけし

ました。

さて、御承知のとおり、本町は本月町制施行80周年を迎えました。

九州よしもと新喜劇を皮切りに記念行事が続いてまいりましたが、いよいよ本日の辛坊治郎さんの記念講演会をもって、一旦の区切りを迎えることとなります。

町民の皆様はもとより近隣市町の方々とも一緒にこの吉富町の80周年を祝うことができ、改めてこの町を築いて来られた先人への感謝と町への愛着を深めることができた意義深い、また、忙しい日々であったと感じております。

この先の90周年、100周年に向けて、子供たちの元気な声と町民皆さんの笑顔があふれるちょうどいいまち、そして、ずっといいまちを築いていくため、議員の皆様方とともに手を携え、一丸となって新たな道を歩いていければと思っております。

6月定例会もすぐに始まりますが、今後とも町政運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに季節の移ろいは早いもので、うららかな春は過ぎ、すがすがしい初夏を迎え、そして、間もなく梅雨がやってまいります。季節の変わり目は体調も崩しやすくなりますので、議員の皆様にはくれぐれもお体には御自愛を願い、甚だ簡単ではございますがお礼の御挨拶とさせていただきます。

本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。

○議長（是石 利彦君） 大変すばらしいお礼の言葉を聞かせていただきました。

議長としても、そのまま町長、執行部にお伝えしたいと思います。ありがとうございました。

これをもちまして、令和4年第2回吉富町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時06分閉会

---